

平成 15 年 10 月 6 日

株式会社 埼玉りそな銀行
日本政策投資銀行

埼玉りそな銀行と日本政策投資銀行が「業務協力協定」を締結

- 地域経済の発展に対する一層の貢献が狙い -

りそなグループの埼玉りそな銀行（社長 利根 忠博）と日本政策投資銀行（総裁 小村 武）は、地域経済の発展及び地域金融の円滑化に寄与すべく、互いの業務に関して協力協定を締結いたしました。

埼玉りそな銀行は、埼玉県の地元金融機関として、県内における、ベンチャー企業・新事業支援、PFI事業及び企業再生等に、積極的に取り組んでおります。

本業務協力により、日本政策投資銀行の持つ、特許など知的所有権や新株予約権を裏付とする新しい企業融資のノウハウ等と、埼玉りそな銀行の持つ、地域金融に関わるノウハウや県内ネットワーク、地域情報等を活かし、両行が連携して埼玉県における様々な金融ニーズに対し、これまで以上に木目細かくかつ積極的にお応えすることで、地域経済の活性化に寄与していきたいと考えております。

また、本取組みは、埼玉りそな銀行が先般公表いたしました「リレーションシップバンキングの機能強化計画」における「創業・新事業支援機能等の強化」にも対応するものです。

（業務協力の主な内容）

- (1) 地域経済の発展に寄与するPFI、都市再生等のプロジェクトに関するもの
- (2) 地域におけるベンチャー事業または事業再生事業に関するもの
- (3) 地域企業の経営革新または資金調達の多様化に関するもの
- (4) 地方公共団体に関するもの
- (5) 地域経済、地域産業または地域金融に関するもの
- (6) 地域企業の設備投資に関するもの
- (7) その他地域経済社会に関連するもの

埼玉りそな銀行は、本業務協力による日本政策投資銀行との連携を図りつつ、今後とも、埼玉県経済の活性化に積極的に取り組むとともに、地域に密着した信頼されるパートナーとして、埼玉県の皆さまと共に発展することを目指してまいります。

以上